



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 27 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の定めるところにより、茨城県後期高齢者医療広域連合における障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 14 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸 修久



令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

評価年度	令和5年度
目標に対する達成度	<p>採用に関する目標</p> <p>○障害者の雇用に関する合理的配慮事例や雇用状況に関する資料を職員間で供覧し、理解促進に努めた。</p> <p>定着に関する目標</p> <p>○障害のある職員の在籍がなかったため、該当なし</p>
取組の内容の実施状況	<p>障害者の活躍を推進する体制整備</p> <p>○障害者雇用推進者として総務企画課長を選任済。</p> <p>障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <p>○障害のある職員の在籍がなかったため、該当なし</p> <p>障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <p>○庁舎内に手すり、スロープ、引き戸、幅の広い机等を設置済。前年度に引き続き、多目的トイレの維持管理及び執務室内通路の十分なスペースの確保等、障害のある職員が在籍することを想定し、環境の整備に努めた。</p> <p>○令和5年度から時差出勤の実施及び休憩時間の選択制を導入し、障害のある職員が在籍した場合にも、その障害の特性等に応じて柔軟な勤務時間の選択ができるよう整備した。</p> <p>その他</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注実績なし。</p>
ロールモデルとなる障害者の事例	該当なし
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	令和5年度は障害のある職員の在籍がなかったが、引き続き障害者活躍推進計画に基づく取組を進めていく。
計画の見直し・修正	必要に応じて見直し・修正を行っていく。